

第 6 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の 制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 40 年亀岡市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 40 年亀岡市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「別表に定める」を「幼児 1 人につき 1 時間当たり 100 円（1 日当たりの限度額は 450 円とし、1 月当たりの限度額は 4,000 円とする。）の」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

- 4 同一世帯における 2 人目以降の預かり保育料は、無料とする。
別表を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 4 項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立幼稚園における預かり保育について、次のとおり改正すること。
 - (1) 預かり保育の実施日拡大に伴い、所要の規定整備を図ること。
 - (2) 同一世帯における第2子以降の子どもに係る預かり保育料を無料とすること。

- 2 この条例は、令和5年7月1日から施行すること。ただし、1の(2)の改正については、令和5年4月1日から適用すること。